

平成 30 年度上郷・座光寺地区侵入防止柵設置工事 特記仕様書

第 1 節 総則

1-1 適用

- (1) 本特記仕様書は、平成 30 年度上郷・座光寺地区侵入防止柵設置工事（以下「工事」）に適用する。
- (2) 工事の施工にあたり、本特記仕様書及び契約書を順守しなければならない。
- (3) 本特記仕様書、契約書、施工標準図等において不明な点は、監督員に確認して指示を受けなければならない。

1-2 施工計画書

請負者は、工事着手前に工事の目的物を完成するために必要な手順、工法等についての次に掲げる事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要資材
- (5) 施工方法
- (6) 施工管理計画
- (7) 安全管理
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) その他

1-3 工事の着手

請負者は、特別な事情がないかぎり速やかに工事に着手しなければならない。

1-4 工事の期間

平成 30 年 11 月 15 日から平成 31 年 2 月 15 日までの期間は狩猟期間であるため、工事に係る作業を行うにあたっては十分に安全に配慮するものとする。

1-5 工事の下請負

請負者は、工事を下請負に付する場合は、下記の要件を満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者は、工事の施工能力を有すること。

1-6 工事の完成図

請負者は、工事の完成に伴って工事の完成図及び数量表を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-7 工事完成検査

- (1) 請負者は、監督員に工事完成通知書を提出しなければならない。
- (2) 請負者は、工事完成通知書を提出する場合は、すべての工事を完成し、必要な工事記録写真、施工管理に関する書類等を整備していなければならない。
- (3) 発注者は、工事検査に先立って、請負者に検査日を通知するものとする。

1-8 諸法令の順守

請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、請負者の責任において諸法令の適用及び運用を行わなければならない。

1-9 不可効力の損害

不可抗力に基づく損害の事象について発注者及び受注者の双方で精査し、損害額の補填について協議するものとする。

1-10 瑕疵担保責任期間

本工事の瑕疵担保責任期間を2年とし、請負者の施工ミスで侵入防止柵が損傷した場合は、請負者の責において修復を図るものとする。

第2節 侵入防止柵の施工

2-1 侵入防止柵の構造

- (1) 侵入防止柵の構造は、別紙「侵入防止柵特記仕様書 図面」及び「施工標準図」のとおり。
- (2) 門扉の錠前の構造については、別紙「施工標準図」及び監督員の指示によること。
- (3) 門扉の風その他の事由による「振れ止め」の有無は、監督員の指示によること。

2-2 侵入防止柵の材料

侵入防止柵の材料は、別紙「侵入防止柵特記仕様書 図面」及び「施工標準図」に示した品質と同等又は同等以上の材料を使用するものとする。

2-3 施工上の留意点

- (1) 支柱は地面に垂直に建て、一連の高さが揃うように打ち込み、十分な根入深を取り、緩みのないよう固めること。
- (2) 支柱の間隔は原則として2.5mとし、地形その他の状況に合わせて支柱を建てるものとするが、金網の緊張上支障があるため、当該間隔を広めないこと。
- (3) 控柱の間隔は、原則として15mであるが、現場の状況に応じて、控柱を設置すること。
- (4) 金網は、緩まないように一定の緊張を保つように張ること。
- (5) 金網の折り返し部は地面に密着させ、隙間ができないように張ることとし、石、切り株及び獣道は特に注意すること。また、折り返し方向は外側を基本とするが、折り返しスペースの確保ができなくなるなどの支障が生じた場合は、監督員と協議すること。
- (6) 工事は獣の侵入防止を目的としており、段差部、地形の変化点、溝その他獣の侵入可能性が有る部分は、余剰金網で隙間を防ぐ等、積極的に対策を行うこと。
- (7) 地盤の軟弱な箇所、岩盤その他の強固な箇所等で侵入防止柵の固定が困難な場所については、固定方法について監督員と協議すること。
- (8) 門扉の固定には細心の注意を払い、他の金網部分からの引っ張りに耐える施工をすること。
- (9) 門扉の設置位置については、監督員に確認し決定すること。
- (10) 三角点、境界杭等の標柱を損傷しないように支柱の設置位置を決定し、細心の注意を払って施工すること。

第3節 その他

- (1) 現地調査により、材料等の変更の必要がある場合は、監督員と協議すること。
- (2) 本特記仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議すること。